

佐世保労働基準監督署発表
令和2年3月4日

担 当	副署長	にしかわ 西川 伸之
	監督課長	なわもと 縄本 裕俊
	電話	0956-24-4161

労働安全衛生法違反容疑で書類送検
～ 墜落防止措置を講じていなかった疑い～

佐世保労働基準監督署（署長 松浦隆徳）は、本日、谷崎建築の代表者を労働安全衛生法違反の疑いで、長崎地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和元年11月14日、佐世保市大和町の戸建住宅改修工事現場において、地上から高さ約3メートルの場所で作業員が外壁補修作業を行う際、墜落防止措置が講じられていなかった疑い。

1 被疑者

谷崎建築代表者A

〔 谷崎建築 所在地 : 長崎県西海市大瀬戸町
事業内容 : 建設工事業 〕

2 違反条文

労働安全衛生法第21条第2項

労働安全衛生規則第519条第2項

同法第119条第1号（罰則）

3 災害の概要

令和元年11月14日、佐世保市大和町の戸建住宅改修工事現場において、地上から高さ約3メートルの足場板上で、谷崎建築が自社の作業員Bに外壁補修作業を行わせていたところ、Bが地上へ墜落するという災害が発生しました。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、高さ2メートル以上の場所で作業を行う場合、墜落による危険を防止するため、手すり、囲い等を設けるか、囲い等を設けることが著しく困難である場合は、要求性能墜落制止用器具（一般的には安全帯と呼ばれるもの）を使用させることが規定されていますが、災害発生当時、このような墜落防止措置が講じられていなかった疑いがあるものです。

5 参考事項

(1) 長崎県内では、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間に9件の死亡労働災害が発生していますが、そのうち4件が建設業で発生しています。県内の建設業における労働災害をみると、平成31年（令和元年）196件（うち死亡

災害4件)、平成30年199件(うち死亡災害5件)発生しています(12月末累計速報値)。佐世保労働基準監督署管内の建設業における死亡災害は、平成30年が0件であったのに対し、平成31年は2件に増加しています。

- (2) このような災害発生状況等を踏まえ、これまでも当署では、建設業の労働災害防止対策に重点的に取り組んできたところであり、今後も重篤な労働災害を発生させた事業者に対しては、関係法令に照らし、司法処分も含め厳正に対処していく方針です。

【参照条文】

労働安全衛生法

第二十一条

第一項 省略

第二項 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するための必要な措置を講じなければならない。

第百十九条

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の三第五項、第五十七条の四第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第百四条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者
(第二号から第四号 略)

労働安全衛生規則

第五百十九条

第一項 事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等(以下この条において「囲い等」という。)を設けなければならない。

第二項 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。